

日本標準産業分類第13回改定変更点一覧(案)

1. 分類項目の新設

改定案<第13回改定>	現行<第12回改定>	改定理由	備考
大分類G-情報通信業 39 情報サービス業 392 情報処理・提供サービス業 3921 情報処理サービス業 3922 情報提供サービス業 3923 市場調査・世論調査・社会調査業 3929 その他の情報処理・提供サービス業	大分類G-情報通信業 39 情報サービス業 392 情報処理・提供サービス業 3921 情報処理サービス業 3922 情報提供サービス業 3929 その他の情報処理・提供サービス業	・産業政策推進に必要な統計データを得るために、新設が必要。 ・日本マーケティング・リサーチ協会の調査結果を基に検討した結果、事業所数が量的基準を満たし、細分類項目新設は適当であると考えため、新設。	
大分類N-生活関連サービス業, 娯楽業 78 洗濯・理容・美容・浴場業 789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業 7891 洗張・染物業 7892 エステティック業 7893 リラクゼーション業(手技を用いるもの) 7894 ネイルサービス業 7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業	大分類N-生活関連サービス業, 娯楽業 78 洗濯・理容・美容・浴場業 789 その他の洗濯・理容・美容・浴場業 7891 洗張・染物業 7892 エステティック業 7899 他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業	(リラクゼーション業) ・産業政策推進に必要な統計データを得るために、新設が必要。 ・リラクゼーション業協会の調査結果を基に検討したところ、「リラクゼーション業」を主業としている事業所数が量的基準を満たし、細分類項目新設は適当であると考えため、新設。 (ネイルサービス業) ・産業政策推進に必要な統計データを得るために、新設が必要。 ・日本ネイリスト協会の調査結果を基に検討した結果、「ネイルサービス業」を専業としている事業所数が量的基準を満たし、細分類項目新設は適当であると考えため、新設。	
大分類O-教育、学習支援業 81 学校教育 810 管理、補助的経済活動を行う事業所 811 幼稚園 812 小学校 813 中学校 814 高等学校、中等学校 815 特別支援学校 816 高等教育機関 817 専修学校、各種学校 818 学校教育支援機関 819 幼保連携型認定こども園 8191 幼保連携型認定こども園	大分類O-教育、学習支援業 81 学校教育 810 管理、補助的経済活動を行う事業所 811 幼稚園 812 小学校 813 中学校 814 高等学校、中等学校 815 特別支援学校 816 高等教育機関 817 専修学校、各種学校 818 学校教育支援機関	・認定こども園法により、「幼保連携型認定こども園」を新たな単一の認可施設として創設したことに伴い、項目を新設。 ※法施行後に適用	

1. 分類項目の新設(つづき)

改定案<第13回改定>	現行<第12回改定>	改定理由	備考
大分類R-サービス業(他に分類されないもの) 92 その他の事業サービス業 929 他に分類されない事業サービス業 9291 ディ스플레이業 9292 産業用設備洗浄業 9293 看板書き業 9294 コールセンター業 9299 他に分類されないその他の事業サービス業	大分類R-サービス業(他に分類されないもの) 92 その他の事業サービス業 929 他に分類されない事業サービス業 9291 ディ스플레이業 9292 産業用設備洗浄業 9293 看板書き業 9299 他に分類されないその他の事業サービス業	・「コールセンター業」は、地域経済発展のための企業誘致の施策の検討・評価に、その規模や動向を把握する必要があり、一部の自治体等から新設要請。 ・平成21年経済センサス-基礎調査の結果内容を検証した結果、「コールセンター業」を主業としている事業所の従業者数が量的基準を満たし、細分類項目新設は適当であると考えため、新設。	

2. 分類項目の移動

改定案<第13回改定>	現行<第12回改定>	改定理由	備考
大分類E-製造業 12 木材・木製品製造業(家具を除く) 121 製材業、木製品製造業 1211 一般製材業 1212 単板(ベニヤ)製造業 1213 木材チップ製造業 1219 その他の特殊製材業 122 造作材・合板・建築用組立材料製造業 1221 造作材製造業(建具を除く) 1222 合板製造業 1223 集成材製造業 1224 建築用木製組立材料製造業 1225 パーティクルボード製造業 1226 繊維板製造業 1227 銘木製造業 1228 床板製造業	大分類E-製造業 12 木材・木製品製造業(家具を除く) 121 製材業、木製品製造業 1211 一般製材業 1212 単板(ベニヤ)製造業 1213 床板製造業 1214 木材チップ製造業 1219 その他の特殊製材業 122 造作材・合板・建築用組立材料製造業 1221 造作材製造業(建具を除く) 1222 合板製造業 1223 集成材製造業 1224 建築用木製組立材料製造業 1225 パーティクルボード製造業 1226 繊維板製造業 1227 銘木製造業	・「床板」(フローリング)には、無垢板(単層)と複層があるが、現在国内で生産されているフローリングの95%は複合フローリングであることから、実態を適切に反映するために、「小分類122造作材・合板・建築用組立材料製造業」に移動。	

3. 分類項目の名称変更

改定案<第13回改定>	現行<第12回改定>	改定理由	備考
<p>大分類E-製造業</p> <p>24 金属製品製造業 243 暖房・調理等装置, 配管工事用附属品製造業 2431 配管工事用附属品製造業(バルブ, コックを除く) 2432 ガス機器・石油機器製造業 2433 温風・温水暖房装置製造業 2439 その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具, ガス機器, 石油機器を除く)</p>	<p>大分類E-製造業</p> <p>24 金属製品製造業 243 暖房装置・配管工事用附属品製造業 2431 配管工事用附属品製造業(バルブ, コックを除く) 2432 ガス機器・石油機器製造業 2433 温風・温水暖房装置製造業 2439 その他の暖房・調理装置製造業(電気機械器具, ガス機器, 石油機器を除く)</p>	<p>・本小分類のもとで、過去に細分類の分割、新設が行われてきたが、「小分類243」の項目名が、現在の細分類の項目を適切に表したものになっていないことから、より分かりやすくするために名称を変更。</p>	
<p>大分類J-金融業, 保険業</p> <p>65 金融商品取引業, 商品先物取引業 652 商品先物取引業, 商品投資顧問業 6521 商品先物取引業 6522 商品投資顧問業 6529 その他の商品先物取引業, 商品投資顧問業</p>	<p>大分類J-金融業, 保険業</p> <p>65 金融商品取引業, 商品先物取引業 652 商品先物取引業, 商品投資業 6521 国内市場商品先物取引業 6522 商品投資業 6529 その他の商品先物取引業, 商品投資業</p>	<p>(商品先物取引業) ・商品先物取引法の改正により、国内商品市場取引、外国商品市場取引、店頭商品デリバティブ取引を業として行う者については、「商品先物取引業者」として横断的な規制体系が整備された。これに伴い、「細分類6521」の名称を「商品先物取引業」へ名称変更を行い、外国商品市場取引業を含む細分類とした。 なお、外国商品市場取引業については、従来(改定前)、海外市場商品先物取引業(※)として、「細分類6529その他の商品先物取引業, 商品投資業」に含まれている。</p> <p>(商品投資顧問業) ・現行の「商品投資業」という名称については、より正確な表現に改めるため、「商品投資顧問業」に変更。</p>	<p>※海外市場商品先物取引については、「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律」に規定されていたが、この法律は廃止となっている。</p>
<p>大分類M-宿泊業, 飲食サービス業</p> <p>76 飲食店 769 その他の飲食店 7699 他に分類されない飲食店</p>	<p>大分類M-宿泊業, 飲食サービス業</p> <p>76 飲食店 769 その他の飲食店 7699 他に分類されない<u>その他の</u>飲食店</p>	<p>・小分類「その他の〇〇業」は、中分類「〇〇業」のバスケット項目という関係にあり、中分類以下のどの分類項目にも当てはまらない事業所を細分類に分類させる場合には、細分類の名称を「他に分類されない〇〇業」としており、統一を図るため、名称変更。</p>	<p>※同様の事例</p> <p>大分類E-製造業</p> <p>09 食料品製造業 099 その他の食料品製造業 0999 他に分類されない食料品製造業</p>
<p>大分類N-生活関連サービス業, 娯楽業</p> <p>79 その他の生活関連サービス業 799 他に分類されない生活関連サービス業 7993 写真プリント, 現像・焼付業</p>	<p>大分類N-生活関連サービス業, 娯楽業</p> <p>79 その他の生活関連サービス業 799 他に分類されない生活関連サービス業 7993 写真現像・焼付業</p>	<p>・デジタルカメラの普及により、写真フィルムの現像・焼付は激減しているが、当該事業所がデジタルカメラ写真プリント業務を取り込んで行き、その比重が高くなっている現状を踏まえ、「写真プリント」を用いた名称に変更。</p>	